

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝																		
	政策の達成目標	創業後間もないベンチャー企業への個人投資家による投資額・投資件数の増加を図る。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置																		
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同じ																		
政策目標の達成状況	<p>適用実績は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額(百万円)</td> <td>845</td> <td>799</td> <td>998</td> <td>795</td> <td>1,482</td> </tr> <tr> <td>投資件数</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>44</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	投資額(百万円)	845	799	998	795	1,482	投資件数	74	51	51	44	49
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度															
投資額(百万円)	845	799	998	795	1,482															
投資件数	74	51	51	44	49															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（エンジェル税制）、租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、選任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要であり、また、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、法定受託事務として国の関与（助言及び勧告、資料提出要求、是正指示、代執行等、処理基準等）が認められ、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。</p> <p>本年4月に内閣府・経済産業省が都道府県に対して実施したアンケート調査においては、国にサポートを求める声があったが、利用者の移動負担の軽減、より身近な自治体への事前相談がしやすくなるなどの利便性の向上や、商工団体等との連携による効果的な制度周知、県が行っている中小企業支援策と併せて実施することによる相乗効果が期待できる、実態・ニーズの把握が可能となるという回答がなされている。</p>																		
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	確認事務を都道府県へ移譲することにより住民サービスの利便性向上と政策の浸透を図る。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>事業拡張期にあるベンチャー企業への投資を促進することを目的とする「ベンチャー投資促進税制」が平成26年度税制改正により措置されている。</p>																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「エンジェル税制」は創業後間もないベンチャー企業を投資対象とするものであるが、「ベンチャー投資促進税制」は主に事業拡張期にあるベンチャー企業を投資対象とするものであり、その対象範囲が異なる。
	要望の措置の妥当性	確認事務を都道府県へ移譲することにより、住民サービスの利便性が増すことになり、個性を活かし自立した地方をつくるため、地方に対する権限移譲等を推進するという地方分権の趣旨にも合致する。
ページ	—	

税負担軽減措置等の適用実績	<p>適用実績は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="386 600 976 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額 (百万円)</td> <td>998</td> <td>795</td> <td>1482</td> </tr> <tr> <td>投資件数</td> <td>51</td> <td>44</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>減収(推定) 全体</td> <td>254</td> <td>227</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>減収(推定) うち地方税</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>									平成23年度	平成24年度	平成25年度	投資額 (百万円)	998	795	1482	投資件数	51	44	49	減収(推定) 全体	254	227	427	減収(推定) うち地方税	21	21	23				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度																													
投資額 (百万円)	998	795	1482																													
投資件数	51	44	49																													
減収(推定) 全体	254	227	427																													
減収(推定) うち地方税	21	21	23																													
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																															
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	エンジェル税制の利用実績は低調となっているが、拡充する他のベンチャー支援措置と併せてエンジェル税制を存続・拡充することで、創業後間もないベンチャー企業への投資の拡大を図る。なお、平成20年度のエンジェル税制の拡充以降、エンジェル税制を利用した個人による直接投資金額は、リーマンショックの後、回復・増加傾向にある。																															
前回要望時の達成目標	ベンチャー企業に投資を行う個人を10年間で12,000人増加させる。																															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成20年度のエンジェル税制の拡充以降、エンジェル税制を利用した個人投資家数は、下記のとおり増加している。</p> <table border="1" data-bbox="386 1473 1295 1639"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資家数</td> <td>129</td> <td>497</td> <td>776</td> <td>835</td> <td>611</td> <td>543</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>投資金額 (百万円)</td> <td>278</td> <td>1123</td> <td>845</td> <td>799</td> <td>998</td> <td>795</td> <td>1482</td> </tr> </tbody> </table>								年度	19	20	21	22	23	24	25	投資家数	129	497	776	835	611	543	380	投資金額 (百万円)	278	1123	845	799	998	795	1482
年度	19	20	21	22	23	24	25																									
投資家数	129	497	776	835	611	543	380																									
投資金額 (百万円)	278	1123	845	799	998	795	1482																									
これまでの要望経緯	<p>平成9年度 創設 平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（投資事業組合経由にも適用） 平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成16年度 拡充（ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充） 平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充） 平成20年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）</p>																															
ページ	—																															